

[事案 30-54] 入院給付金支払請求

・平成 30 年 9 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

交通事故による頰椎・腰椎捻挫等により入院したため、給付金を請求したところ、約款に定める「入院」に該当しないとして支払われなかったことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

以下の理由により、平成 17 年 1 月および平成 24 年 9 月に契約した医療保険に基づき、入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 事故により体が痛く、吐き気もあったため、医師の判断で入院した。
- (2) 保険会社は、入院中の外出を問題にするが、喫煙のために短時間外に出ただけであり、外出にはあたらない。
- (3) 過去の事故で同様の理由により入院した際には、入院給付金が支払われている。

<保険会社の主張>

事故直後の申立人の症状は重篤なものではなく、初診時においても治療の緊急性・必要性は高くなかったこと、本人の希望で入院したこと、入院を要する治療は行われていないことなどから、本入院は約款上の「入院」に該当しないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院中の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本入院は、常に医師の管理下において治療に専念することが必要であったものとは認められないことから、約款上の「入院」とは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。